

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

| 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）〔第一条による改正〕 | | 現 行 （傍線部分は改正部分） | 改 正 案 （議員の定数） |
|--|---|--------------------|------------------|
| （議員の定数） | （衆議院議員の選挙区） | | |
| 第四条 衆議院議員の定数は、四百人とし、そのうち、二百七十人を小選挙区選出議員、百三十人を比例代表選出議員とする。 | 第四条 衆議院議員の定数は、四百八十人とし、そのうち、三百人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とする。 | 2・3 （略） | 2・3 （略） |
| （衆議院議員の選挙区） | （衆議院議員の選挙区） | | |
| 第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。 | 第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。 | 2 （略） | 2 （略） |
| 3 行政区分その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。 | 3 別表第一に掲げる行政区分その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。 | 4 （略） | 4 （略） |
| 5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。 | 5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。 | | |

よる。

6 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（十九人を超える場合には、十九人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6 (略)

附 則

(削る)

別表第一
削除

6 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人を超える場合には、二十八人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6 (略)

附 則

(削る)

8 | 別表第一 中長野県木曽郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表
第二 中長野県及び岐阜県の区域（地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曽郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。）については、第十
三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

別表第一
(略)

別表第二（第十三条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新潟県 | 北陸 | 東京都 | 山梨県 | 神奈川県 | 千葉県 | 南関東 | 埼玉県 | 群馬県 | 栃木県 | 茨城県 | 北関東 | 福島県 | 山形県 | 秋田県 | 宮城県 | 岩手県 | 青森県 |
|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | |
|------|---|-----|
| 東北海道 | 東 | 北海道 |
|------|---|-----|

選挙区

議員數

八人
十三人

十六人

十四人

十人
六人

別表第二（第十三条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新潟県 | 北陸 | 東京都 | 山梨県 | 神奈川県 | 千葉県 | 南関東 | 埼玉県 | 群馬県 | 栃木県 | 茨城県 | 北関東 | 福島県 | 山形県 | 秋田県 | 宮城県 | 岩手県 | 青森県 |
|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | |
|---|-----|
| 東 | 北海道 |
|---|-----|

選挙区

議員數

十一人
十七人

二十二人

二十八人

十四人
八人

四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛 静 岐 東 長 福 石 富
国 口 島 山 根 取 歌 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知 岡 須 海 野 井 川 山
県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

四人 八人 二十一人 十五人

四 山 広 岡 島 鳥 中 和 奈 兵 大 京 滋 近 三 愛 静 岐 東 長 福 石 富
国 口 島 山 根 取 歌 良 庫 阪 都 賀 畿 重 知 岡 須 海 野 井 川 山
県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県

六人 十一人 二十九人 二十一人 四

九
高 知 州
愛媛県
香川県
徳島県

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

別表第三（略）

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

十五人

九
高 知 州
愛媛県
香川県
徳島県

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

別表第三（略）

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。

二十一人

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第二条による改正〕

六

| 改 正 案 | 現 行 | （傍線部分は改正部分） | （改定案の作成の基準） |
|---|-----|-------------|---|
| | | | （改定案の作成の基準） |
| | | | <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。</p> |
| 2) 前項の改定案の作成に当たつては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数を人口に比例して各都道府県に配当した数とする。 | | | <p>（新設）</p> |